

## ○内閣府告示第二百八十七号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十四年内閣府告示第六十八号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月十二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 千葉県

二 構造改革特別区域の名称 元気いっぱいいちば障害児給食特区

三 構造改革特別区域の範囲 千葉県の全域

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。）児

童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業（九三九）

## ○内閣府告示第二百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十三年内閣府告示第二百三十三号をもつて公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十六年十一月二十八日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十六年十二月二十一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 福岡県及び福岡市

二 構造改革特別区域の名称 福岡アジアビジネス特区

三 構造改革特別区域の範囲 福岡市の全域並びに春日市及び大野城市の区域の一部（九州大学筑紫地区）

（詳細は内閣府において閲覧に供する。）

四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改

革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 学

校設置会社による学校設置事業（八一六）